

神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和5年10月19日（木）16：58～17：55
2. 場 所：環境局研修会館 第1研修室
3. 出席者：
 - （市）部長（施設担当）、業務課長、業務課課長（事業管理担当）、業務課係長
他2名
 - （組合）市従環境支部副支部長、書記長、書記次長兼会計、書記次長 他3名
4. 議 題：要求書に関する回答交渉
5. 発言内容：
 - （市） 皆さまには、市民が安全で安心して暮らすために、日頃から現場の第一線で業務に従事していただき、感謝申し上げます。

さて、要求書をお受けした際にもお伝えしたが、これまでの感染症への対応、物価高騰や急速な円安への対策、さらに、公共施設の光熱費や公共事業の事業費の増加など、想定外の財政需要の発生によって、厳しい財政状況が継続することが見込まれている。

一方で、少子・超高齢化や市民ニーズが多様化・高度化・複雑化する中で、クリーンステーション管理の側面的支援等、時代の変化に伴う社会課題に対し、行政が責任を果たしていく必要がある。

引き続き、将来にわたって市民サービスの維持・向上を目指す「スマート自治体」の実現に対応していくため、「行財政改革方針 2025」に基づき、特に生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が加速する中で、民間活力導入や OB 職員の活用等による執行体制の効率化に取り組む必要がある。

これまでも、3クリーンセンター体制化、大型ごみ収集、反転車による収集業務の委託化等、執行体制の効率化を図ってきた。職員は職員でなければならない業務に専念することが求められる中、引き続き、現場の意見を伺いながら、市民サービスの向上、労働環境の改善にむけた施策に取り組んでいく必要がある。

それでは、6月12日に要求をいただいた件について、回答する。
 - 要求項目①及び②について一括で回答する。「行財政改革方針 2025」期間において、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が見込まれている中、「スマート自治体」の実現に向け、機動的に環境変化に対応できるスリムな組織・職員体制を構築していく必要がある。
 - 環境局を取り巻く状況は厳しい中で、ごみの減量・資源化に取り組むとともにごみの収集運搬・処理業務は市民の公衆衛生の根幹に関わるものであり、行政として非常に重要な業務であると認識している。一方で今後、時代の変化に応じて

見直すべきものは見直し、市民から評価・支持されるサービスの安定的供給や効率的な体制を構築していく必要がある。

こうした見直しの中では特に職員の勤務労働条件が大きく変わる事項も多いことから、現場の意見を十分にお聞きしながら施策を進めていきたいと考えている。

要求項目③について、過去に西区において農薬がクリーンステーションに不法投棄され、収集にあたった職員が被災する事故が発生した。

このため、このような事故が再発することがないように、神戸市では廃棄農薬等の危険物を収集、受け入れはしないこと、家庭系の廃棄農薬については「製造元又は販売店」を、事業系の廃棄農薬については「販売店又は（一社）兵庫県産業資源循環協会」を処理相談窓口として、ワケトブック、事業系ごみの出し方ルールブック、局のホームページなどを通じて周知を図っている。

特に、農家から排出される廃棄農薬については、JA 兵庫六甲において、毎年秋に各組合員に対して、その回収を JA 兵庫六甲の支店に委託するよう周知いただいている。

また、毎年、兵庫県より農業関係者等に対して、関係法令の遵守、廃棄物処理業者に処理の依頼を行う等、講習会等を通じて、周知徹底を図っていただいているところである。

また家庭ごみに関しては、出前トークや日本語学校などの地域団体に出向いての啓発のほか、クリーンステーションの立ち番や開封調査等を通じて指導・啓発を行うなど、適正排出推進員をはじめ、事業所全体で、適正排出業務に取り組んでいるところである。

今後も引き続き重点的に取り組むことで、不法投棄の抑制、ごみの減量・資源化を図りながらクリーンステーション管理者の負担軽減を図っていきたいと考えている。

なお、今後新たな排出ルールの導入に向けては、市民の安全・安心はもとより職員の安全作業の確保に努めることができるよう、現場と十分に協議した上で、取り組んでいきたいと考えている。

要求項目④について、公務災害を予防するために、局統括の安全衛生委員会や事業場ごとに安全衛生委員会を設置し、各種の取り組みについて調査・審議し、安全衛生活動に取り組んでいるところである。

具体的には

(1) 責任の所在の明確化と責任者の教育

「神戸市環境局安全衛生管理要綱」の中で、職務と責任等を明確にし、これに基づいて事業場ごとに各種管理者を選任し、管理職が職場において正しい知識のもと指導ができるよう、労働災害防止に関する責任者向けの研修・講習を受けている。

(2) 作業ルールの明確化

業務に則した安全衛生研修の実施や、安全作業の基準として「安全作業の手引」を策定し、各事業場へ配布し安全作業の推進を図っている。

(3) 局を統括した安全衛生の取り組み

「職員安全衛生強化期間」をはじめ、「春の事故防止運動」、「年末年始事故防止運動」を通じ、職員の安全意識の向上に努めるとともに、安全パトロールを実施し、作業環境の確認や危険作業の有無について確認し災害の未然防止に努めている。また、公務災害・自動車事故の発生状況の報告や事例検証等を行っている。

一方で、公務災害の発生件数は依然として高止まりしており、これらの対策を継続させながら、各所属における安全衛生の啓発、安全作業の徹底やヒヤリハット事例の改善等を通じて、過去の重大事故等の危険意識を風化させることなく、現場の実態や意見を踏まえて、十分に対策を実施しさらなる安全な職場環境を確立していきたい。

要求項目⑤について、環境局では、これまでも重大な自動車事故が発生しており、自動車事故防止のための運転技術向上や安全意識啓発のため、局安全衛生委員会を中心に検討を行ってきた。

具体的には、各事業所・自動車管理事務所の職員を対象とした、所轄警察署の交通課長等を講師とした安全運転研修や民間の自動車学校などの研修施設で実車を使用した運転研修、車両の運転経験が浅い新規採用職員向けの研修、類似事故の発生防止のための留意点など安全運転教育に資する情報をまとめ、各事業所に情報提供を行っている。

また、車両ヘドライブレコーダーを設置し、事故処理に適切に活用するだけでなく、ヒヤリハット事案等の検証にも活用し運転技術向上や安全運転教育を実施している。

さらに、今年度より職員ひとりひとりが市民の目をより意識したうえで、安全に運転・作業を行う意識を強く持つために

- ・交通法規を遵守し安全運転を行うことで交通事故・違反「ゼロ」を目指す
 - ・歩行者をはじめ市民の安全を最優先とした運転・作業を行う
- ことを内容とする「安全運転宣言」を行った。

この「安全運転宣言」に伴い

- ・連絡車・各収集車に安全運転宣言ステッカーを貼付
- ・安全運転や作業に関して、市民の苦情や現場の声を反映したわかりやすいイラスト付きの「よくあるQ&A」をまとめたマニュアルを新たに配布するなど、各種マニュアルに沿った安全運転・作業の実施の徹底

・安全衛生委員会での分析や民間事業者の安全運転研修等の実施でさらなる安全運転メニューの充実を図る

という取り組みを進めている。

引き続き、事故防止対策の充実を図っていきたいと考えている。

要求項目⑥について、欠員については、その実態を把握した上で、過重労働になっている職場については、労働安全衛生の観点から、様々な方法を考えながら、対応したいと考えている。

要求項目⑦について、不法投棄については、原因者又は土地所有者等による処理が原則であり、開封調査等により特定できた場合には直接訪問し排出指導を行ったり、地域団体と連携し、事業所等の協力を得ながらクリーン作戦の支援を行うなど、対応を行っているところである。

また、山間部等で不法投棄が多く発生する現状にあることから、同所に不法投棄防止カメラを設置し、運用している。

不法投棄防止対策には、即効性のある方法はないものの、今後とも、市民はもとより、収集する職員の安全対策の徹底を図るとともに、関係事業者や市民に対し機会をとらえて適正な処理について広報を実施しながら、協力を求めている。

要求項目⑧について、高齢者の雇用については、国の動向を踏まえるとともに、市民の多様なニーズに答えていくため、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢職員の積極的活用を行っていきたいと考えている。

今後の退職者数の推移や今年度からの定年の段階的引上げを踏まえながら、職員が長きにわたり安全に安心して業務に取り組めるよう、現場からの意見を十分に聞き取りながら、適切に対処していききたい。また、高齢職員から若手職員への技術伝承を行いながら将来にわたり持続可能で柔軟かつ機動的な業務執行体制となるよう進めていきたい。

要求項目⑨について、発火事故の発生件数は、平成 20 年度に 71 件ののぼっていたが、事業所及び自動車管理事務所において、巡回パトロールやマナーが守られていない地域への啓発ちらしの配布、説明会等における啓発を行う等、市民の更なる排出マナーの向上に向けた取り組みを実施した結果、令和元年度は 20 件にまで減少した。

また、令和 2 年 4 月から、カセットボンベ・スプレー缶の排出方法を変更したこともあり、発火事故件数は、令和 2 年度は 28 件であったが、令和 3 年度に市政広報掲示板へのポスター掲出（10 月）、広報紙 KOBE 及び婦人神戸（いずれも 11 月号）への記事掲載、地下鉄・市バスでの中吊り広告（11 月）等、集中的な広報を行ったことから、令和 3 年度、4 年度の発火事故件数は 8 件となっている。

なお、発火事故が発生した際には、発生状況の確認や、原因物の特定を行った上で関係課、各事業場に情報提供し、注意喚起を行っているところである。

今年度も広報紙 KOBE 及び婦人神戸（いずれも 11 月号）への記事掲載に加え、

適宜、自治会等市民からの問い合わせに応じてチラシ送付を行うこととしている。

また、昨今の発火事故の中には、充電式の電子機器等に内蔵されているリチウムイオン電池等に起因するものも含まれると考えられるため、広報紙 KOBE 及び婦人神戸（いずれも 10 月号）への記事掲載に加え、市のホームページにおいてもこれらの排出方法の周知を行っている。

今後とも、安全かつ円滑な収集・運搬作業となるよう、様々な機会を通じて市民への周知により、重大な事故が発生する危険性を減らすとともに職員の安全の確保も図っていききたい。

要求項目⑩について、ごみの収集運搬・処理については、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務」と、国の基本的対処方針の中で位置付けられており、市民の安全確保はもとより、現場で働いている職員の感染予防・安全対策を十分に実施していく必要があると認識している。

具体的には、感染症法上 5 類への移行後も、施設における適切な換気、人と人との距離の確保、手洗い・うがい等の基本的な感染対策や、マスク着用を推奨するなどの感染防止対策をお願いしているところである。

また、感染予防に必要なマスク・消毒液等の物資も引き続き局より現場に給付するなど、必要な対策を講じていきたい。

要求項目⑪について、交通法規の順守は、コンプライアンス（法令順守）の観点から、当然達成すべき行為であるだけでなく、職員の作業・安全運行の確保と、公務災害防止の観点からも重要なことであると考えている。

このため、朝礼時等に過積載防止のための指導・啓発を行うとともに、個別の注意・指導を行っている。

また、過積載の防止に対する意識をより高めるため、令和 5 年度環境整備作業実施計画の「燃えるごみ」及び「缶・びん・ペットボトル」収集の項目では、「均等な積載量となるよう収集」することを新たに記載した。

今後も引き続き、現場の意見も参考にしながら、過積載の防止を含めた交通法規の順守と安全運転の確保について検討を進めたい。

要求項目⑫について、事業所等の出入口では、収集車の出入庫時に回転灯・ブザーで警報を発し、通行者への注意喚起を図るとともに、見通しの悪いところは、ミラー等を設置する他、管理監督者により出庫時に車両の誘導を行うなど、安全対策を講じている。

これまで、安全上問題が生じたときは、その都度対応策を検討しており、今後も施設面で不十分なところがあれば、速やかに対応していききたい。

要求項目⑬について、作業車両のキャビンの低床化は、日々の収集作業における車両乗降時の負担を軽減するのに有効な手段であると考えており、従前よりメーカーに対して低床車両の開発を働きかけてきているが、実用化には至っていない。

い。

今後も引き続き、メーカーに要望していきたいと考えている。

また、キャビン内部の改善については、労働安全衛生の観点からも、労働環境の改善に繋がる重要なことであり、今後も、現場の意見を参考にしながら、可能な限り改善していきたいと考えている。

要求項目⑭について、西クリーンセンターにおいては、基幹的設備改良工事を令和元年度から令和3年度まで実施してきた。

東クリーンセンターについても、基幹的設備改良工事を令和5年度から令和9年度まで実施する。

中継施設においても収集の効率の維持の観点から必要であると考えており当面現状の体制を継続していきたいと考えており、老朽化対策についても計画的に対応していきたい。

要求項目⑮については、ごみの問題やごみ処理の仕事について、広く市民に正しく認識してもらうことは、我々の職場に対する理解に繋がるものと考えており、循環型社会の構築など、廃棄物行政への関心が高まる中で、広報活動や各種講習会、施設見学などの機会を捉え、環境の仕事の必要性や重要性について、随時啓発活動を行っている。

例えば児童を通じて、その保護者や地域の方に対する意識啓発を行う取り組みとして、「ふれあいごみスクール」を市内全小学校で実施するとともに、幼稚園・保育所、地域においても「ごみスクール」を実施するほか、クリーンセンターでは施設見学を受け入れ、その中で生物多様性やエネルギー問題も組み合わせながら様々な啓発事業として工夫を凝らしながら対応している。

今後も、これらの取り組みの充実を図り、市民各層のごみ問題への認識を深め、ごみ収集・処理の仕事やごみの分別、リサイクルなどについて正しい認識を持ち、環境問題について積極的に行動する人づくりを推進していきたい。

要求項目⑯について、厚生物資については、公務災害を抑制し、安全に業務を行っていただく上で、非常に重要だと認識している。引き続き正しい作業着着用の徹底を呼び掛けるとともに、安全かつ衛生的な業務が遂行できるよう、常に品質の改善や支給物資の見直し等を図るため、厚生物資検討委員会において議論するなど、積極的に現場の意見を反映できるよう努めていきたい。

要求項目⑰について、勤務労働条件については、従前より事前に協議を行ってきており、今後とも、健全な労使関係を継続しながら、協議を続け、労使妥結事項については文書化したうえで実行に移していきたい。

要求項目に対する回答は以上である。

(組合) ただ今、要求に対する回答を示していただいたが、執行部より回答に対する確認と質問をさせていただく。

(組合) この間、時代の変化に対応したごみ出しのあり方について、協議を行ってきたが、現状どのような課題を抱えているのか。また、その課題を改善するため、どのような取り組みを行うのか、局の考えを伺いたい。

(市) 日頃から、家庭ごみの収集・運搬・処分という、市民の衛生的な生活を確保するための基盤を支える業務に精励いただき、この場を借りて感謝申し上げます。

人口減少・超高齢化社会の進展、ライフスタイルの多様化など、時代の変化に対応した持続可能なごみ出しを推進するため、平成30年度から順次、施策を展開している。カラス対策ネットの無償配布では、事業所に多大なご苦労をおかけし、令和4年度末では配布したクリーンステーション数が1万箇所を超えている。平成31年度からは収集作業後に車載の箕とガンジキでクリーンステーションの簡易清掃、カラス対策ネットを通行の支障にならない様に片付けを実施していただいている。この作業に対して、市民から感謝の手紙などが届けられるなど着実に成果をあげている。また、令和2年度から実施している、ひまわり収集の要件拡大により、1200件程度で推移していたものが、現在では1600件の後半にまで増加し、特に、要件には当たらない方の困窮度合いを具体的に聞き取って柔軟に判断していただくケースが約500件を占めている。いずれも市民の立場にたつて事業所が懸命に取り組んでいただいた結果だと考えている。

一方、市民からは掃除当番を維持することが困難、また、自治会が管理しているが自治会に参加しない方との間で不公平感が増している、路上ステーションの規模が大きすぎて管理できない、といった声が増しに大きくなっている。これらは、行政でクリーンステーションを管理して欲しい、という思いにつながっているが、これはクリーンステーションの制度自体に関わることであり、管理はあくまでも市民に、行政は側面的な支援という原則は維持していかなければならないと考えている。

この度のクリーンステーションのあり方で示した内容は、市民・事業者・行政のそれぞれがやるべき事をやり、クリーンステーションの管理負担の軽減を実現しようとするものである。

具体的には、市民には排出方法をマナーの問題ではなくルールとして順守していただく。事業者には共同住宅に専用ステーションを設け、地域のステーションの負担を軽減していただく。また、賃貸共同住宅の所有者や仲介事業者には、入居者に排出ルール周知を義務として実行していただく。行政は排出ルール違反に対し直接指導を強め、従来から実施してきた収集後の清掃とネットの片付けをより丁寧に実施し、また、クリーンステーションの分散に関する市民からの相談に積極的に関与しながら、できるだけ身近な場所で排出したいとの要望については、ステーションの全ごみ種対応を地域との連携で図っていく。市民から要望が多いカラス対策の折り畳み式ネットボックスについては、道路上で使用するためには

通行の支障にならない事が絶対条件だが、詳細な条件を整理し、使用できるところでは使用できる環境を整備していくこととしている。

家庭ごみの収集・運搬・処分を取り巻く社会的状況は、目まぐるしく変化し、行政による市民への側面的支援がますます重要となってきた。今後も市民の衛生的な生活の基盤を支えるため、新たな施策についてご理解いただき、局・支部一体となって取り組んでまいりたい。何卒、よろしくお願い申し上げます。

(組合) カラス対策の折り畳み式ネットボックスについては、一定の効果があり、地域住民から要望の声もある。しかし設置については環境整備を行う必要があることから建設局などとの調整が必要となる。これらの調整を円滑に進めるための具体的な考え方を伺いたい。

(市) カラス対策の折り畳み式ネットボックス製品は色々な商品があるが、収集時上方と前面が全開放できる商品を例にとると、20 軒程度が使用できる容量の製品で、横幅が 1.9 メートル、奥行きが 0.8 メートル、高さが 0.75 メートルと大きく、また金属フレームを使用するため重さが 13 キログラムといったものとなっている。

市民からは、このような商品を使用したいとの要望が多く、道路上で使用する条件等について、建設局と協議を続けており、建設局からは、道路交通が激しい場所や道幅が狭い所、道路の見通しが悪い場所など、設置自体が認められない場所もあるが、「路上ステーションにごみ袋が積み上がっていても、環境局が収集すれば無くなる状態（道路の一時使用）と同視できる」のであれば、道路占用とはしない取扱いも可能、との考え方が示された。

この考え方にに基づき、一時使用と同視できるように収集後には道路外に持ち出していただくなど、特別な管理作業を継続できる自治会にご協力いただき、令和 3 年度末ごろからモデル的にカラス対策の折り畳み式ネットボックスを使用している。当該の自治会には会員の意見を集約していただいたが、「片付けの苦労は確かにあるが、慣れれば従来のネットの片付けと変わらない」「ネットを被せていない犯人捜しをしないで済む」「何より衛生的な生活ができる」など、高い評価が寄せられている。また、実際にモデル地区の収集に携わった作業員の意見は「ネットの重しの取扱いを気にしないで済む」「カラス被害が無くなり簡易清掃しないで済む」など肯定的なものとなっている。

今後は、設置場所に関わる条件や管理に関わる条件の詳細を建設局と引き続き調整し、カラス対策の折り畳み式ネットボックスが使用できる所では使用できるように環境整備をしていく必要があると考えている。

その調整方法として、建設局の本庁（道路管理課）との協議はもちろんのこととして、現場の建設事務所の道路占用係長会議が月に 1 回の頻度で開催されており、その場に業務課の担当係長が出席して、直接に建設局の現場意見を聞き、また環境局の考え方を直接伝える活動を継続している。また協議・調整ができた内

容については、建設事務所ごとに取扱いが異なることが無い様に、本庁から通知を出して統一していただくようにしていきたいと考えている。

カラス対策の折り畳み式ネットボックスの使用に限らず、路上クリーンステーションに係る様々な課題解決は、建設局と連携を密にして互いの職務について相互理解を深め、強固な協力関係の中で推進することが重要であると考えている。そのためにも、業務課と現場事業所がより一層連携を深め、一緒に考え、一緒に作り上げる意識で取り組むことが不可欠であると考えており、定例的なステーション担当作業長との連絡調整会議を十分に活用するとともに、調整が完了した事項については現場に丁寧にご説明させていただく。

(組合) クリーンステーションの掃除が、市民の方の負担になっているが、現状の課題と今後の対応について伺いたい。

(市) クリーンステーションの掃除の負担は、その形状や設置環境、利用者の排出マナーの状況などによって様々である。

現状の課題として、戸建て住宅や小規模共同住宅などでは、クリーンステーションを利用される皆さんが当番で収集後の清掃とカラス対策ネットの片付けを行っているケースが多く、それらを収集後ただちに行うと取り決めているところでは、掃除当番のために勤務先を休むなどして待機しなければならないというケースもある。

また、数人の有償ボランティアを募り、掃除当番をなくしている地域もあるが、この取り組みでは人材の持続性確保が課題であり、後にシルバー人材センターへの委託による清掃に切替えたという事例も見られる。

さらに、自治会等の管理組織がないクリーンステーションでは、近くに住む特定の住民が毎回掃除を行っているケースがある。

今後の対応としては、地域の負担軽減のための側面的支援として、環境局職員が収集の際にクリーンステーションの清掃とカラス対策ネットの片付けを行いたいと考えている。

その際は、クリーンステーションの規模に応じた収集順序の工夫や回収ルート of 柔軟な変更等により積載効率を向上させるなど、できる限りの工夫・努力を行うことで、収集全体にかかる作業時間の延長とその影響を最小限にとどめ、職員の時間外勤務を発生させない範囲において職員の方々が清掃やネットの片付けを行うことができるようにしていきたいと考えている。

(組合) クリーンステーションのあり方で、市民・事業者・行政のそれぞれがやるべきことをやり、管理負担の軽減を実現するとあるが、具体的な取り組み内容を伺いたい。

(市) 廃棄物を適正に処理し、管理負担の軽減を実現するためには、市・事業者・市民の相互協力は不可欠であると考えており、三者による相互協力については、規

定を設ける方向で検討を進めている。

具体的には、繰り返しとなるが、市は収集後の清掃やカラス対策ネットの後片付けについて側面的に実施することやこれまで地域の自主的な活動として行われてきたクリーンステーションの排出指導を市の責務として明確化すること、クリーンステーションの増設手続きに積極的に関与することなどに取り組む。

市民には、ごみの排出ルール遵守が、クリーンステーション管理の負担軽減に欠かせない要素であるとの認識のもと、ルールの遵守を市民の責務として明確化する。

事業者については、共同住宅における専用クリーンステーションの設置や入居者に対する排出ルールの周知について義務として明確化する。

(組合) 日本語学校や外国人留学生への排出ルールの啓発について、現状や今後の取り組みを伺いたい。

(市) 外国人の中でも、日本語学校の留学生で来日して間もない人たちが、ごみ出しルールを知らなかったり関心が低かったりすることから、ルール・マナー違反を犯し、地域でのトラブルにつながるケースが挙げられる。

外国人留学生の生活全般にわたって、日本語学校が生活指導を行うことが求められているため、日本語学校と連携を強化して、多言語ちらしの配布、入学オリエンテーション時のルール説明、学生寮におけるルール周知等に取り組んでいる。

今後は、日本語学校の授業で外国人留学生が日本語を学習しながら、ごみ分別・ごみ出しルールを学び、考えることができるような教材等を作成し、学校授業での活用を働きかけるなど、引き続き、連携強化し啓発に取り組んでいきたいと考えている。

(組合) ステーション管理の市民の負担軽減を図るために、我々はあくまで側面的な支援を実施するが、市民とのあいだで齟齬が生じることがないように丁寧な説明をお願いしたい。

(市) ステーションへの排出ルールが守られている程度など、クリーンステーションの管理は様々な要因によって左右され、掃除当番の活動も地域によって様々であると認識している。今回は地域の清掃の負担を軽減する側面的支援という主旨で職員が清掃とカラスネットの片づけを行うものであり、引き続きステーション管理の責務は市民にあると考えているため、結果として掃除当番が不要になることはあるかもしれないが、市民はステーション清掃をしなくてもよいということではない。

この点については、職員や備車業務の委託先にも十分に説明するとともに、区ごとに自治会等が集まれる場において、主旨を丁寧に説明することにより、齟齬が生じることの無いよう努めてまいりたい。

(組合) 公務災害の要因の一つである危険ステーションについては、足元の不安定なス

テーションや路上ステーションが現在も数多くあり、業務遂行に危険が伴う状況となっているが、今後の改善策など、局の考え方を伺いたい。

- (市) 新規で開設するクリーンステーションについては、設置場所の協議を行う中で、危険ステーションとならないように指導をしている。過去に設置したクリーンステーションについては、平成 24 年度の調査時点で、危険ステーションが約 2,000 箇所あり、それ以降各事業所で改善の取り組みを行っており、令和 5 年 8 月末時点で改善できた箇所は昨年 10 月の報告時から、33 箇所増えて、627 箇所の改善が進んでいる。

危険箇所については、事業所を通じて、クリーンステーションを管理している地元や管理組合などに対して改善に向けて働きかけを行い、例えば、枝木の伐採やチェーンの撤去など障害物の除去、老朽化したグレーチングの更新などにより改善できるものについては改善を行っている。

最近の事例では、クリーンステーションが横断歩道の信号付近にあるため、通学児童が車道に溢れて車両接触の危険があったことから、地元住民と協議の上、排出場所を少し移動することで、危険がなくなるようにした。

また、事業所に事前相談することなく、安全作業に支障が生じるような取扱いがあるため、全市の自治会及び環境局で把握しているクリーンステーション管理者に対し、「クリーンステーションの改修の際には、軽微な内容でも事業所に事前に相談ください。」といった主旨の文書を配布して周知に努めている。

なお、建設局等に対して、危険ステーションの解消に向けた歩道植栽やガードレールの部分的撤去の協力依頼も行っており、引き続き改善に取り組んでいく。

- (組合) 公務災害については、事故や怪我が発生してから認定されるまでに時間がかかり、一時的に休暇を使用しなければならず、苦心している組合員もいる。

認定されるまでの標準処理期間は 6 ヶ月程度と聞いているが、なぜその期間を超える状況が発生しているのか説明をお願いしたい。

- (市) 公務災害が局へ届け出されると、必要な手続きの後、すぐに厚生課、厳密には基金へ提出している。厚生課からも、外傷のない負傷事案、災害発生状況が不明確な事案については、医学的な考え方の整理、類似事案の比較検討などに時間を要しているが、今後とも、各所属等の協力を得ながら、公平、迅速な事務処理に努めたいと回答を得ている。

引き続き迅速な処理に努めてまいりたい。

なお、環境局で発生した公務災害の処理状況は、令和 4 年度申請分を参考に示すと、6 か月以上を要して認定されたものはない。

- (組合) 収集業務では、作業車の運転が伴うため安全運転及び安全作業の観点から、新規採用者についても運転研修が必要と考えるが、局としてどのように考えているのか伺いたい。

- (市) 令和4年度に採用した環境技術手5名については、令和5年6月に民間事業者による運転研修に参加してもらっている。今年度採用した職員も同様に、ごみの収集で扱う車両の運転経験がない者がほとんどのため、安全衛生の観点からも、運転研修が必要であることは認識しており、引き続き運転研修を実施していく。
- 今後は、各事業所で実車での運転研修を、局で交通法規関係や安全運転のポイントなどの座学を中心に研修を実施していきたいと考えている。
- (組合) 労働安全衛生規則が改正され、「保護帽の着用」「テールゲートリフトの操作に係る特別教育」が義務付けられるが、局としての対応策を伺いたい。
- (市) 労働安全衛生規則が改正されたことに伴い、保護帽については、各所属の必要数を確認の上、早急に確保する。また、特別教育については、これからの義務化に備えて、局主催による集合研修を実施する予定である。
- (組合) 作業車の納期が遅れている中で、安定的なごみの収集運搬業務を維持していくための局の対応も含めた考えを伺いたい。
- (市) コロナ禍以降、半導体をはじめとする部品供給の遅れや、社会情勢による流通の乱れなどの要因により、作業車に限らず新車の納期が遅れている。
- さらに、パッカー車については令和5年10月以降に生産する車両、ミニダンプ車については令和4年10月以降に生産する車両を対象に、騒音規制が強化された。
- 規制に適合する車両が確認でき次第、速やかに入札手続きを行っているが、納期が年度をまたぐ状況であり、債務負担行為のうえ予算を確保するなど、購入のために可能な対応を行っている。
- 依然として作業車の納期遅れは継続している状況となっており、現有車両における必要な整備及び修繕については業務課と自動車管理事務所で調整の上、適切に行い、運行の安全を確保してまいりたい。
- (組合) 整備工については人員が不足し、一人当たりの業務負担が以前よりも増加している。更に、年齢層も上昇しており労働安全衛生上の不安があるが、対策などについての考え方を伺いたい。
- (市) 整備工について、以前に比べ一人当たりの業務負担が過重になっていることや年齢層の上昇について局としても認識している。現在、「労務職のあり方検討」の中で、今後の自動車管理事務所のあるべき体制を整理し、業務・人員の見直しとともに整備工の人材確保にも努めてまいりたいと考えている。
- (組合) 地方公務員法等の改正により、定年の段階的引上げが行われたが、該当職員の業務内容等についての考え方を伺いたい。
- (市) 定年の引上げに伴う60歳を超える職員のあり方については、これまで培ってきた知識や経験、技術力、専門性を活かしながら、定年延長期間中は基本的に現職として勤務することを想定している。また、暫定再任用へ移行後も現職同様の業務を継続することを考えている。

いずれにしても、定年引上げについては勤務労働条件に大きく関わることから、別途詳しい説明の機会を設けるつもりである。

(組合) 現職が行ってきた業務の一部については、昨年度よりフルタイム再任用職員が行っている。美化班については5拠点があり、クリーンセンターでは現職との混合となっているが、業務を行う上で問題などは発生していないか。

(市) 令和3年度より、一部事業所業務及び、中継施設の再任用化を進めており、今年度から、西事業所に美化班拠点を新たに設けている。現時点では業務上の問題は発生していないと認識している。

(組合) リチウムイオン電池はあらゆる生活用品に使用されている。製品によっては、リチウムイオン電池の取り外しが困難な製品もあることから、国や製造元への働きかけをお願いしたいと考えているが、今後の対応策も含めて伺いたい。

(市) 近年、リチウムイオン蓄電池を使用した製品が増加しており、リチウムイオン蓄電池等が内蔵された小型家電やモバイルバッテリー等が排出されると、収集・運搬・処理の過程で火災事故等が発生し、ごみ収集車や廃棄物処理施設への直接的な被害だけでなく、廃棄物処理全体が滞ることで社会的に大きな影響をあたえることが問題となっている。そのため、「リチウムイオン電池等を使用する製品に関しては、発火事故を防止するため、取り外し容易な構造や取り外しを促す表示などを求めるとともに、リチウムイオン電池内蔵製品の製造・販売事業者（輸入業者含む）による環境配慮設計の促進や自主回収の義務化、再資源化費用を負担する等の仕組みを構築すること」などを様々な機会を通じて国に要望をしている。

リチウムイオン蓄電池は、本市がクリーンステーションで収集しない「電池」に該当しているため、市民向けには、電池メーカーで組織している電池回収団体である一般社団法人 JBRC が家電販売店やホームセンターなどに設置している「小型充電式電池リサイクルボックス」での回収を案内している。こちらは市内に156か所ある。回収対象は、JBRC 会員企業製のリチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池及びモバイルバッテリーである。

リチウムイオン蓄電池の排出ルール of 市民への周知については、年末年始のごみ収集日のお知らせに啓発ちらしを同封し、自治会・管理組合等へ令和4年11月に送付、環境局及び消防局で連携し、それぞれのホームページにおいて環境局:「発火事故防止」、消防局:「火災予防のための実験等動画」での啓発を実施している。その他にも広報紙こうべ10月号及び婦人神戸10月号で、リチウムイオン蓄電池の排出方法を案内する記事を掲載しており、今後とも、発火リスクを抑制するための排出行動の啓発などに、引き続き取り組んでまいりたい。

(組合) 東クリーンセンターの基幹的設備改良工事の今後の予定などについて説明をお願いする。

(市) 東クリーンセンター基幹的設備改良事業として、今年度に各工事の契約を行い、

令和6年度から現地本格着工し、令和9年度までの5か年工事で計画している。工事内容については、プラント基幹部分、クレーン設備、照明設備、空調設備など、複数契約を計画している。各工事とも本年度は契約及び設計・資材調達とし、令和6年度から現地着工する。一番規模が大きいプラント基幹部分の工事については、令和5、6年度を設計・資材調達に要するため、令和7年度から毎年1炉ずつ工事を行い、令和9年度まで工事を行う。本工事も西クリーンセンター基幹の設備改良工事と同様に、CO2排出量削減による環境負荷の低減も目指しており、工事前後で削減率約34%以上を目標としている。工事期間中は、諸々の調整をお願いさせていただくことになると思うが、ご協力のほどお願い申し上げます。

(組合) 厚生物資について、直近で支給された雨具は、これまでのものと比較すると水弾きが悪く、すぐに中までしみ込んでくるとの声が多く出ている。特に事業所や布施畑環境センターにおいては、雨中での作業が長時間となるため、質の改善や対策が必要だと考えるが、局としての考え方を伺いたい。

(市) 雨具については、厚生課にて一括支給制となっており、局としての意見を伝えながら協議を行っている。各所属からの意見をもとに、メーカー品の研究や試用を通じて、質の改善ができるよう努めていきたいと考えている。その他、厚生物資については、厚生物資検討委員会の場も活用しながら、検討を進めていきたいと考えている。

(組合) 熱中症対策としてファン付き作業服を支給していただいたが、着用することによる効果などを事務局として検証することができているのか伺いたい。

(市) 熱中症対策としてのファン付き作業服については、昨年度厚生物資検討委員会を経て厚生課一括支給のもと導入し、この夏季期間の作業において事業所にて一定程度ご活用いただいたものと聞いている。

一方で、仕様などについてご意見をいただいているので、それらを取りまとめながら引き続きより効果的な熱中症対策について様々な視点から検討していきたいと考えている。

(組合) 東クリーンセンターにおいては、今年度より計量・ピット前業務が委託されたが、トラブルなどはなかったか。

(市) 今年度より、東クリーンセンターにおける計量及びピット前業務の委託化を行っている。現時点では業務に著しく支障をきたす問題は発生していないと認識しているが、今後も必要に応じて所属の意見も伺いたいと考えている。

(組合) 計量システムの改修工事を予定されているが、具体的な改修内容や工程について伺いたい。

(市) クリーンセンターで運用している既設ごみ計量システムを改修し、計量業務の省力化に資するシステムを構築するものになる。具体的には、ICカードの読み取り機能、車両の動きを管理するゲートバー等のハードウェアを追加し、また、こ

れらを制御して動作させるソフトウェアの改修を行う。

現地施工は11月末ごろから2月初旬ごろまでに実施し、3月中頃からの本格稼働を予定している。なお、施工期間の作業時間は土日の業務終了後を基本とするが、詳細は今後調整していく。

また、先行して11月ごろより私人のキャッシュレス決済対応を行っていく予定である。

(組合) 各要求項目に対する回答をいただき、支部の方からは現場の実態を踏まえた意見を述べさせていただいたが、最後に私から質問させていただく。

来年度より、落合クリーンセンター・妙賀山クリーンセンターの計量業務が委託されると聞いているが、働いている職員は今後どうなるのか伺いたい。

(市) 現在落合クリーンセンター・妙賀山クリーンセンターにおいて計量業務を行っている職員については、令和7年度に委託となる他の計量事務所に移っていただく予定である。勤務公署や勤務時間の変更を伴うため、職員の意向については、丁寧に聞き取りをしながら対応していきたいと考えている。

(組合) ただ今の回答をもって、今回の団体交渉は了とさせていただくが、「行財政改革方針2025」についても、勤務労働条件についてはこれまでと同様、十分に協議をしていただきたい。

なお、現業統一闘争に関する団体交渉は市従全体で取り組んでいるため、ご理解の程、よろしくお願ひしたい。

(市) 先程も申し上げたが、本市を取り巻く状況は厳しく、「行財政改革方針2025」を着実に実行していく必要があり、時代の変化に応じて常に効率的な執行体制となるよう見直しつつ、中長期的な視点に立ち、官民の役割分担を見極め、一層の民間活力の導入も視野に入れながら限られた人材を最大限活用していく。

ごみ収集運搬・処理業務については、市民の公衆衛生の根幹に関わるものであり、行政として非常に重要な業務であると認識している。今後も若手職員への技術継承を図りつつ、安定的・継続的に維持していきたいと思う。今年度も引き続き職員の新規採用を行っており、より幅広い人材を確保していきたいと考えている。

加えて、今後も行政需要や市民ニーズに応じたさらなる公的サービスの充実に努める必要があり、公務労働者でなければできない業務へこれまで以上に組み込んでいただく必要がある。

いずれにせよ、職員の勤務労働条件が大きく変わる事項も多いことから、現場の意見を十分にお聞きしながら施策を進める必要があり、引き続き皆さま方と十分に協議していきたいと考えているので、何卒よろしくお願ひしたい。

(市) それでは、17時55分をもって、団体交渉を終了する。